

令和7年3月17日

一般社団法人日本石綿対策技術協会
第2期役員選挙立候補者各位

一般社団法人日本石綿対策技術協会
第2期選挙管理委員会

一般社団法人日本石綿対策技術協会第2期役員選挙立候補届の記入注意事項

(※以下、一般社団法人日本石綿対策技術協会を本協会と記載します。)

1. 本協会の第2期役員選挙には正会員のみが立候補することができます。
2. 立候補者は、第2期役員選挙立候補届の記入注意事項、本協会の定款、理事会運営規程及び役員選任規程の事前の確認をお願いします。
3. 理事と監事両方の役員に立候補することはできません。
4. 立候補にあたって、理事2名以上の推薦が必要となります。
5. 推薦理事が複数の候補者の推薦者となることを妨げません。
6. 立候補者は【様式1】立候補届に以下の必要事項をご記入ください。
7. 立候補者は協会運営に積極的に関与する意思を明らかにし、本協会活動に対する抱負、理事・各委員会活動で実施したいことなどを記載してください。立候補締め切り後に本協会のホームページに掲載します。
8. 立候補者及び推薦人の署名は自筆が望ましいのですが、遠隔地の推薦者もいることからWORD文書の打込みを認めます。
9. 選挙管理委員会から推薦理事に確認を行う場合もあるので、推薦理事の欄には必ず連絡先の記載をお願いします。
10. 立候補届は一般社団法人日本石綿対策技術協会 選挙管理委員会 宛にメールまたは郵送でお送りください。
 - ・メール：senkyo@aca-japan.or.jp
 - ・郵送：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-2-31 ヒューリック神保町ビル4階
11. 立候補届期間は、令和7年3月17日（月）～3月31日（月）必着とします。それ以降の届け出は無効となります。

以上

制定 令和7年2月25日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本石綿対策工事技術協会（以下「本協会」という。）の理事及び監事（以下、「役員」という）の選任を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

(理事の要件)

第2条 理事は、個人正会員又は団体正会員の課長職以上の役職員でなければならない。（以下、「員内理事」という）。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件を満たす者を理事に選任することができる。（以下、「員外理事」という）。

- (1) 学識経験者
- (2) 建設業関係団体の役員
- (3) 石綿対策関係団体の役員

3 理事は、選任される時点において、77歳未満でなければならない。ただし、総会において出席正会員の3分の2以上による決議があったときは、この規定は適用しない。

(監事の要件)

第3条 監事は、個人正会員又は団体正会員の役職員でなければならない。（以下、「員内監事」という）。

2 前項の規定にかかわらず、公認会計士又は税理士の資格を有する者を監事に選任することができる。（以下、「員外監事」という）。

3 監事は、総会で選任される時点において、77歳未満でなければならない。ただし、総会において出席正会員の3分の2以上による賛成の決議があったときは、この限りでない。

(役員の数)

第4条 役員の数数は定款第22条及び第25条により、理事は5名以上30名以内、監事は1名以上2名以内とする。

2 員外理事を選任する場合、第2条第2項第1号該当者は3名以内、同項第2号該当者及び同項第3号該当者は2名以内とする。

3 第2条第2項第2号及び第3号による理事は、1団体につき1名とする。

(役員候補者)

第5条 正会員で役員になろうとする者は、本協会の理事2名以上の推薦を受けなければならない。

2 正会員以外で役員になろうとする者は、役員改選前1年以内の理事会において、理事総数の過半数の推薦を受けなければならない。

3 役員になろうとする者は、その選任決議が行われる総会開催日の3か月前までに、第9条に定める選挙管理委員会に届け出なければならない。

(役員を選任方法)

第6条 役員を選任は、選挙により役員候補者を選出し、総会の決議により行う。

2 選挙は、役員改選を行う総会開催日の前又は当該総会当日に実施する。

3 選挙は記名式により、選挙の立候補者名簿に記載した個人名に賛否を記入する方法で行う。

4 投票は、選挙管理委員会が指定する投票用紙又は電磁的方法によって行う。

5 役員候補者は、選挙において得票数の多い順に、定数に達するまでの者とする。

6 選挙の立候補者が定款に定める定数に満たない場合は、選挙を実施せず、選挙の立候補者全員を役員候補者とする。

- 7 当該総会の議長が、役員候補者全員を一括して承認することを出席正会員に諮り、それに異議が出ないときは、役員候補者全員を一括して承認することができる。

(理事長、副理事長及び専務理事の選任)

第7条 理事長1名、副理事長2名以内及び専務理事1名は、理事の中から理事会の決議によって選任する。

- 2 前項の役職者選任に係る議案審議の議長は、理事の互選によるものとする。

(任期)

第8条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事及び監事の再任には制限を設けない。

4 理事及び監事の補欠及び増員については、定款第29条第3項及び第4項によるものとする。

(選挙管理委員会)

第9条 選挙及びそれに付随する事務は、本協会に設置した選挙管理委員会がこれを行う。

2 選挙管理委員会の委員は2名以上5名以内とする。

3 選挙管理委員会の委員は、当該選挙に立候補した者以外の正会員の中から理事会が選任する。

4 選挙管理委員会には、委員の互選による委員長を置く。

5 選挙管理委員会委員長は、当該委員会を統括する。

6 選挙管理委員会の委員は、その職務上知り得た役員候補者の個人情報漏えいしてはならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会がこれを行う。

【附 則】

この規程は、令和7年2月25日から施行する。

一般社団法人日本石綿対策技術協会 理事会運営規程

令和5年8月22日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本石綿対策技術協会（以下「本協会」という。）の理事会の運営に関し必要な事項を定め、理事会を本協会の定款及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）及びその他法令の規定に従って円滑に運営することを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事で組織する。（参照：法人法第90条第1項）

(職務)

第3条 理事会は、次の職務を行う。（参照：法人法第90条第2項）

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事（以下、理事長という。）及び副理事長の選任及び解職
- (4) 会長及び顧問の推薦及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。（参照：法人法第90条第4項）

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 事務局長の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 法人法第114条第1項の規定による定款第24条の責任（任務懈怠による損害賠償）の免除

(理事会の種類)

第4条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。（定款には種類規定なし）

2 通常理事会は、各事業年度において5月、8月、11月及び2月を目処に4回開催する。（定款には回数規定なし）

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。（参照：法人法第93条第1項、第2項）

- (1) 本協会の理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
- (3) 法人法第101条第2項の規定により、監事から召集の請求があったとき
- (4) 法人法第101条第3項の規定により、監事が招集したとき

第2章 理事会の招集

(招集者)

第5条 理事会は、理事長が招集する。(参照：定款第26条第1項)

- 2 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長若しくは各理事がこれを招集する。(参照：定款第26条第2項)

(招集通知)

第6条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。(参照：定款第26条第1項)

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。(参照：定款第27条)
- 3 理事長は、第3条第3項第2号の規定による請求があったときは、請求の日から5日以内に、その請求のあった日から14日以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。(参照：法人法第93条第3項)
- 4 理事長は、書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の全員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。(参照：定款第27条)

第3章 理事会の議事

(議長)

第7条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。(参照：定款第28条第1項)

- 2 前項にかかわらず、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを代行する。(参照：定款第28条第2項)
- 3 理事長及び副理事長が退任又は辞任した場合には、新たに理事長及び副理事長が就任するまでは、従前の理事長又は副理事長が議長の任に当たる。(参照：法人法第75条第1項)

(定足数)

第8条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
(参照：定款第29条)

(決議)

第9条 理事会に付議された事項は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の裁決するところによる。(参照：定款第29条)

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として表決に加わることができない。(参照：法人法第95条第1項)
- 3 特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。(参照：法人法第95条第2項)
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。(参照：法人法第101条第1項)

(決議の省略)

第 10 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。（参照：定款第 30 条）

(職務執行状況報告)

第 11 条 理事長、副理事長及び専務理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。（参照：定款第 31 条）

(理事・監事の報告義務)

第 12 条 理事は、本協会に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。（参照：法人法第 85 条）

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。（参照：法人法第 100 条）

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第 11 条の規定による報告については適用しない。（参照：法人法第 98 条）

(理事の取引の制限)

第 13 条 理事が自己又は第三者のために、本協会と若しくは本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき、又は本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本協会との利益が相反する取引をしようとするときは、次の事項を明示して理事会の承認を得なければならない。（参照：法人法第 84 条第 1 項、第 2 項、3 項）

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の金額、時期、場所
- (4) 取引が正当であることを示す資料
- (5) その他理事会が提出を求める資料

2 理事が、本協会と取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。（参照：法人法第 92 条第 2 項）

(関係者の出席、傍聴)

第 14 条 理事会が必要と認めるときは、当該議事について知見を有する者に出席を求め、その意見を徴することができる。（法人法・定款に規定なし）

2 理事会の会議を傍聴しようとする者は、事前に理事会の承諾を得なければならない。（法人法・定款に規定なし）

(議事録)

- 第 15 条** 理事会の議事録については、法令で定めるところにより作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。ただし、理事長が出席しなかったときは、出席した理事の全員が署名又は記名押印しなければならない。(参照：法人法第 95 条第 3 項、定款第 32 条)
- 2 理事会の議事録は、理事会が指名した者が作成するものとする。(法人法・定款に規定なし)
 - 3 理事会の議事録は 10 年間主たる事務所に備えることとする。

(資料・議事録の配布)

- 第 16 条** 議長は、欠席した理事及び監事に、当該理事会で配付した資料を遅滞なく送付しなければならない。(法人法・定款に規定なし)
- 2 議長は、理事及び監事の全員に、当該理事会の次の理事会の開催日まで、議事録の写しを配付しなければならない。(法人法・定款に規定なし)

第 4 章 理事会運営委員会

(設置)

- 第 17 条** 本協会に、理事会の運営を円滑に行うことを目的とする理事会運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を置く。(法人法・定款に規定なし)

(構成)

- 第 18 条** 運営委員会は、理事長、副理事長、専務理事、事務局長及び理事長が指名する者で構成する。

(職務)

- 第 19 条** 運営委員会は、次の職務を行う。
- (1) 理事会の開催日時及び場所の決定
 - (2) 理事会開催通知の発出に関する事務
 - (3) 理事会上程議案の受付
 - (4) 理事会の議案の決定
 - (5) 理事会の議案に関する資料の作成
 - (6) その他、理事会が必要と認める事項

(議事)

- 第 20 条** 運営委員会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 2 前項にかかわらず、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを代行する。
 - 3 運営委員会は構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

第5章 事務局

(理事会の事務局)

第21条 理事会の事務局は、本協会の事務局がこれにあたる。

(理事会運営委員会の事務局)

第22条 理事会運営委員会の事務局は、本協会の事務局がこれにあたる。

(規定の改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

[附則]

この規程は、令和5年8月22日から施行する。